

東員町から町外へお引越しの方へ

東員町から転出される方の主な手続きのご案内です。(1年以内の国外転出は手続きが不要です)

のマークが付いているお手続きは、**本人確認書類**と**マイナンバー確認書類**が必要です。

	各制度など（対象となる方）	●手続き内容 □必要なもの	担当課
共通	<input type="checkbox"/> 転出届 ※転出日から前後14日以内	● 転出証明書をお渡しします <input type="checkbox"/> 本人確認書類（運転免許証など） <input type="checkbox"/> 委任状（代理人が手続きする場合） ※ 国外へ転出の場合は、転出証明書は発行されません	町民課 0594-86-2806
異動	<input type="checkbox"/> 印鑑登録 （登録をしている方）	● 転出により印鑑登録は廃止となります。 ● 不要の場合、印鑑登録カードを返却してください。 ※もし転出予定日までに印鑑証明が必要となった場合、未転入なら、転出証明書と印鑑登録カードを持参すれば発行できます。	
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード （所持している方）	● 転出証明書は原則発行しません。 ● 新住所で継続利用の手続きが必要です。 ● 国外へ転出する方はマイナンバーカードを国外仕様に変更できます 【注意】次の場合、マイナンバーカードが失効します。 ○転入した翌日から14日以上経過して転入届をしたとき ○転出予定日の翌日から30日以上経過して転入届をしたとき ○転入届をした翌日から、カードの継続利用手続きせず90日が経過したとき	
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード （申請中の方）	転出するとマイナンバーカードの申請は却下となります。すでにカードが役場に届いている場合、交付できるか確認します。	
給付	<input type="checkbox"/> 妊娠支援給付 （妊娠中で申請が完了していない方）	● 電子申請をしてください。 <input type="checkbox"/> 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等） <input type="checkbox"/> 預金通帳（振込先が分かるもの）	子ども家庭課 0594-86-2872
子ども	<input type="checkbox"/> 子ども医療費助成 （高校3年生修了までのお子様がいる方）	● 資格喪失の手続きをしてください <input type="checkbox"/> 受給者証	保険年金課 0594-86-2805
	<input type="checkbox"/> 学校 （町立の小中学校に通う方）	● 学校で手続きをしてください ※ 児童生徒異動届のコピーをお渡しします。 ※ 学校より在学証明書などの交付を受けてください	学校教育課 0594-86-2815
	<input type="checkbox"/> 保育園・幼稚園 （入園している方）	● 園（私立園・他市町園は担当窓口）で手続きをしてください ※ 詳しくは、園または担当窓口へお問い合わせください	
	<input type="checkbox"/> 児童手当 （高校3年生修了までのお子様がいる方）	● 資格喪失の手続きをしてください ※ 公務員の方は職場で手続きをしてください	子ども家庭課 0594-86-2872
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当 （受給している方）	● 住所変更などの手続きをしてください <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 印かん	
	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費助成 （ひとり親家庭の方）	● 資格喪失の手続きをしてください <input type="checkbox"/> 受給者証	保険年金課 0594-86-2805
国保	<input type="checkbox"/> 国民健康保険 （加入している方）	● 資格喪失の手続きをしてください <input type="checkbox"/> 資格確認書または資格情報のお知らせ <input type="checkbox"/> 預金通帳 ※ 世帯で加入中の方が町内に残る場合はお問い合わせください ※ 施設に入所、入学の場合はお申出ください	
高齢者福祉	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療 （75歳以上の方または、65歳以上で一定の障がいのある方）	● 資格喪失の手続きをしてください <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書 <input type="checkbox"/> 預金通帳 ※ 施設に入所の場合はお申出ください	
	<input type="checkbox"/> 介護保険 （65歳以上の方または、認定を受けている方） 	● 資格喪失の手続きをしてください <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 預金通帳 <input type="checkbox"/> 印かん ※ 施設に入所する場合はお申出ください ※ 受給資格証明書をお渡しします（認定を受けている方）	健康長寿課 0594-86-2823

裏面もあります

	各制度など（対象となる方）	●手続き内容 □必要なもの	担当課
障がい福祉	<input type="checkbox"/> 各種障がい手帳 （所持している方）	● 新住所地で手続きをしてください ※施設に入所の場合はお申出ください	地域福祉課 0594-86-2804
	<input type="checkbox"/> 障がい者医療費助成 （受給していた方）	● 資格喪失の手続きをしてください □ 受給者証	保険年金課 0594-86-2805
	<input type="checkbox"/> 自立支援医療 （受給していた方）	● 新住所地で手続きをしてください ※ 詳しくは、担当窓口へお問い合わせください	地域福祉課 0594-86-2804
	<input type="checkbox"/> 各種障がい手当 （受給していた方）	● 手続きをしてください ※ 詳しくは、担当窓口へお問い合わせください	
生活・その他	<input type="checkbox"/> 125cc以下のバイク等 （所有している方）	● 名義変更または廃車の手続きをしてください □ 標識交付証明書 □ ナンバープレート（廃車の場合）	税務課課税係 0594-86-2801
	<input type="checkbox"/> 軽自動車 （125ccを超えるバイク・軽自動車等を所有している方）	● 軽自動車検査協会に変更の手続きをしてください □ 必要なものについては右記にお問い合わせください	三重県軽自動車検査協会 050-3816-1779
	<input type="checkbox"/> 水道 （使用者が変わる方）	● 使用中止（変更）の手続きをしてください ※電話・FAX・ホームページからの手続きも可能です	上下水道課 0594-86-2812 FAX：0594-86-2852
	<input type="checkbox"/> 飼い犬 （犬を飼っている方）	● 犬を連れて転出する場合は、新住所の市町村担当窓口 東員町の犬鑑札を持参し変更の手続きをしてください ● 飼い主のみが転出し、犬の所在地に変更がない場合は 「飼い主変更」等の手続きをしてください	みらい環境課 0594-86-2807
	<input type="checkbox"/> 東員町墓地公園 （使用許可を受けている方）	● 住所変更の手続きをしてください □ 墓地使用許可証 □ 新住所の住民票	
	<input type="checkbox"/> 町営住宅 （退居される方）	● 住所変更の手続きをしてください ※詳しくは、担当窓口へお問い合わせください	建設課 0594-86-2809
国外転出	<input type="checkbox"/> 固定資産税・町県民税・軽自動車税 （納税のある方）	● 納税管理人指定の手続きをしてください □ 印かん（納税義務者の方、納税管理人の方それぞれの印鑑）	税務課課税係 0594-86-2801

※ 都合により転出を取りやめたときは、「転出証明書」を持参のうえ、転出取消の手続きをしてください。

※ 転出届出後に、新住所が変更になった場合でも、そのまま「転出証明書」を持参し、新住所地で転入手続きをしてください。